

治療と仕事の両立を お手伝いするスタッフ

かかりつけ医師

病気や治療の見通し、復職の可否は医師が判断します。まずは担当医師に相談をしましょう。

ソーシャルワーカー (医療連携室)

人と福祉サービスをつなぐ専門家です。休暇(休業)制度など社会資源や経済的問題に関するご相談を引き受けます。

両立支援コーディネーター (入退院支援センター)

主治医と会社の連携の中核となり、患者さんと一緒に継続的に相談支援を行いつつ、治療・仕事の両立に向けたプラン作成支援などをお手伝いします。

心臓リハビリテーション室

医師・理学療法士・看護師・公認心理師/臨床心理士・管理栄養士・健康運動指導士など多職種で、患者さんと協力して社会復帰を目指します。

両立支援ってなに？

「治療と職業生活の両立」とは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃さずに、また、治療の必要性を理由として職業生活を妨げられずに、適切な治療を受けながら、生き生きとした就労の継続を支援することです。

心臓病はもう治ったの？

心臓病は慢性疾患です。退院した後も、病気の悪化や再発の予防のために、体調の確認やお薬の管理、食事への配慮など、**セルフケア**が必要です。心臓リハビリテーションに参加してセルフケアの方法を身につけましょう。

心臓リハビリテーションとは？

心臓病の患者さんが、体力を回復し自信を取り戻し、快適な家庭生活や社会生活に復帰するとともに、**病気の再発や再入院を防止することをめざしておこなう総合的活動プログラム**のことです。内容として、運動療法と学習活動(栄養指導など)・生活指導・相談(カウンセリング)などを含みます。仕事を再開・継続しながら、心臓リハビリテーションに取り組むことで将来の健康を手に入れましょう。

治療と仕事の両立を 目指して



お問い合わせ先

【場 所】 榊原記念病院
医療連携室(ソーシャルワーカー)
【受付時間】 月～金/9:00～17:00
【連絡先】 〒●●
東京都府中市朝日町3-16-1

本資料は「令和3年度循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業」の支援を受けて作成しました。



両立支援の検討は
働く人の申出から
スタートします

両立支援における医療機関と企業のやりとり

働く人

勤務情報提供書作成

①働く人(患者)は業務内容などを記載して医療機関に提出します。

意見書の提出

③医療機関が作成した「意見書」を企業の相談窓口などに提出します。



①

勤務情報提供書

②

意見書

③

意見書

④

両立支援プラン

医師



意見書の作成

②業務内容などを参考に職場での配慮事項をまとめた意見書を、働く人(患者)に渡します。

企業



両立支援プランの作成

④「意見書」をもとに、働く人(患者)の要望などを話し合いながら必要な支援プランを作成します。

心臓病と診断された後も、ご自身の体の状況にあった方法で、治療と仕事の両立をめざしましょう。困った時はひとりで悩まず、かかりつけ医師や職場に相談してみましょう。病院には、医師以外にも相談に応じられるスタッフがおりますので、気軽にお声かけください。

厚生労働省 治療と仕事の両立支援 リーフレット図改変

支援制度

医療費に関する制度

○高額療養費制度

同一月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度です。事前に「限度額適用認定証」を発行してもらうことで、病院への支払いを限度額までに抑えることができます。

生活支援に関する制度

○傷病手当金

傷病のために休職したときに、加入している健康保険（国民健康保険の方は対象となりません）から支給される手当金です。支給額は、「1日あたりの金額 = 支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × 2/3」で算出され、最長1年6か月支給されます。

就業支援に関する制度

○失業給付(雇用保険制度)

退職した場合、雇用保険に加入しており一定の要件を満たすことで失業保険の受給が可能になります。身体障害者手帳を取得している方は、就労困難者として受給期間が一般の方よりも長くなります。

その他の制度

障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)、難病・小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成制度、身体障害者手帳、生活保護など

◆いずれの制度も、受給するためには定められた条件や要件を満たしている必要があります。～ソーシャルワーカーにご相談ください～